

## とび箱用踏切板の検査マニュアル

制定 平成 3年 2月15日

改正 平成 6年 8月10日

改正 2016年（平成28年）3月30日

一般財団法人製品安全協会

### I 適用範囲について

ここでいう「とび箱用踏切板」とは、屋内体育施設で主としてとび箱運動に使用する弾性踏切板をいう。

### II 安全性品質について

#### 1. 外観及び構造

##### (1) 基準[4.1.(1)]

- ① 「仕上げは良好」とは、外観上の変形、変質、変退色、表面損傷及び設置時のがたつきがない状態をいう。
- ② 「手指等が触れる部分」とは、使用時及び移動時に手指等が触れる「天板」「弾性材」「基台」「保護端具」「カーペット」等のそれぞれの部分について適用する。
- ③ 「傷害を与えるようなばり、とがり、ささくれ等がないこと」とは、面取り、折り返し、端巻き、被覆等の処理が施されている状態をいう。

##### (2) 基準[4.1.(5)]

- ・ 「容易に外れない」とは、接着剤等で強固に取付けられている状態をいう。

#### 2. 弾性

##### ・ 基準確認方法[4.2]

- ① 踏切板を水平・平たんな試験面に静かに置く。
- ② 図1に示すように、天板の前縁から $l/4$ の位置に、鋼製あて板（幅100mm、長さが天板の横幅以上、質量15kg）の中心を合せて載せ、1分間保持し安定させる。
- ③ 鋼製あて板の中心にⅠ形及びⅡ形は4410N、Ⅲ形は2940Nの力を加え、1分間保持し安定させた後、天板のたわみ量をダイヤルゲージ、ハイトゲージまたはそれと同等以上の精度を有するものを用いて測定する。
- ④ 力を除去した後、天板、弾性材及び基台に異状がないことを確認する。

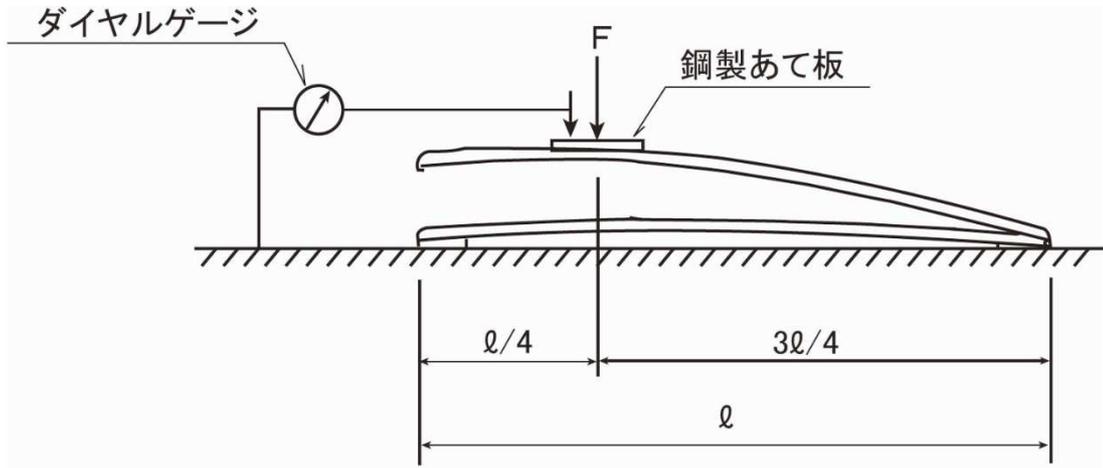


図1 弾性試験（ダイヤルゲージを使用した例）

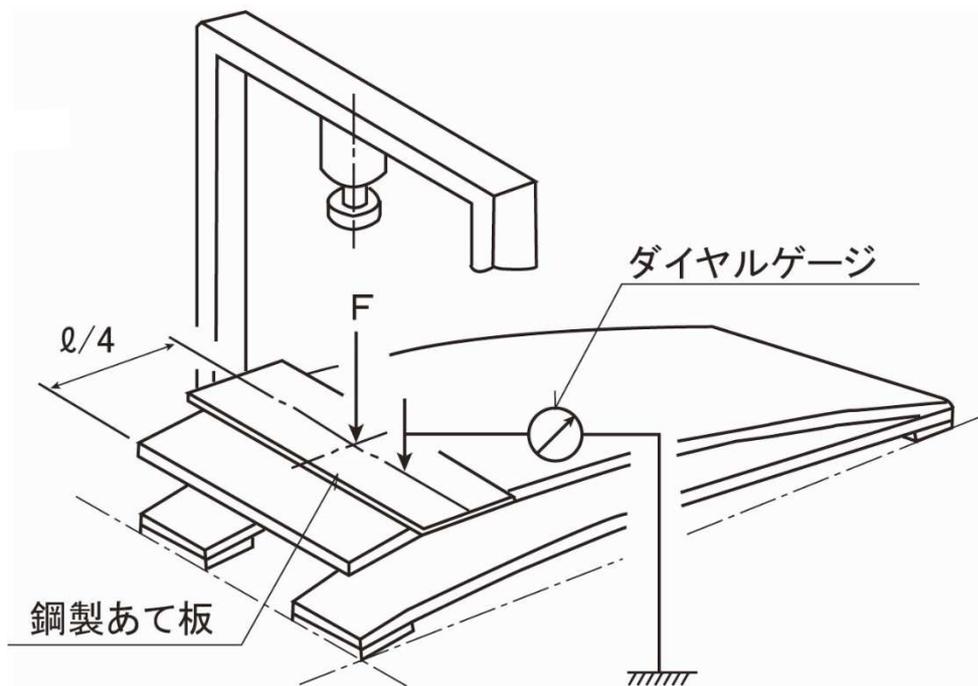


図2 弾性試験装置（参考例）

### 3. 材料

- ・ 基準[4.3.(2)]

- ① 「さびのでおそれのある箇所」とは、さびやすい金属表面または異種金属の接触する箇所をいう。
- ② 「防せい処理」とは、めっき、塗装等の処理をいう。

## Ⅲ 表示及び取扱説明書について

### 1. 表示

- 基準[5.1]

「容易に消えない」とは、手または布でこすったとき、消滅もしくははく離がないことをいう。

### 2. 取扱説明書

- ・ 基準[5.2.(7)]

- ① 「安全点検」とは、施設、設備、器具、用具等の機能性と信頼性を維持するためのものであり、機能の低下等による事故を未然に防止するために行なうものである。

安全点検には、日常点検、定期点検または必要に応じて実施する臨時点検（例えば、暴風雨、地震など）があるが、ここでは主として定期点検についての点検箇所、点検内容及び点検時期を規定した。

- ② 安全点検のときに異状がある場合は、その状態に応じて、修理、交換等を行なう旨を記載する。
- ③ 安全点検について、表2に従い、必要な項目に関する点検表を作成する。

表2 安全点検表(例)

管理者名：

とび箱用踏切板 年度安全点検表					点検結果				処	理	点 検 者 印
項目	点 検 箇 所	点検内容	点検方法	点検時期	正 常	調 整	補 修	交 換			
天 板	カーペット 滑り止めゴム	破れ はがれ	A	3月 11日	・	・					
					・	・					
弾 性 材	天 板	破損 変形 へたり	A B	3月 11日	・	・					
					・	・					
弾 性 材	接 続 部	緩み	A	3月 11日	・	・					
					・	・					
基 台	弾 性 材	破損 変形 へたり	A B	3月 11日	・	・					
					・	・					
備 考	基 台	緩み	A	3月 11日	・	・					
					・	・					
購 入 日	年 月 日	備品番号	購入先	製造業者	・	・					
					・	・					

(注) 点検方法

- A. 官能試験：目視、触感または適切な器具（例えば、拡大鏡等）によって調べる。なお、比較の基準となる標準見本または限度見本が必要なときは、それに応じて作製することが望ましい。
- B. 操作試験：実際の使用に相当または近似した状態において操作し、目視、触感または適切な検査機器を用いて調べる。なお、打音（点検ハンマー等でたたく）、振動（ゆり動かす）、負荷（押す、引く、ねじる等によって負荷を加える）などによる方法もある。